

中野区健康福祉総合推進計画（素案）

令和6年度 >>> 令和10年度

1 計画の策定目的と基本目標

「健康福祉都市なかの」の実現に向けて、中野区における健康福祉を計画的に推進していくことを目的に、「中野区健康福祉総合推進計画」を策定します。

実現を目指す「健康福祉都市なかの」のまちの姿

区民のだれもが、心身ともに健やかで、
個人としての尊厳が保たれながら、自立した生活が営まれるまち
そのために必要な保健福祉のサービスが、
公私のパートナーシップに基づいて地域で総合的に提供されるまち

「健康福祉都市なかの」を実現するための4つの基本目標

1 誰もが安心して暮らせるまちづくり



2 健康でいきいきとした生活の継続

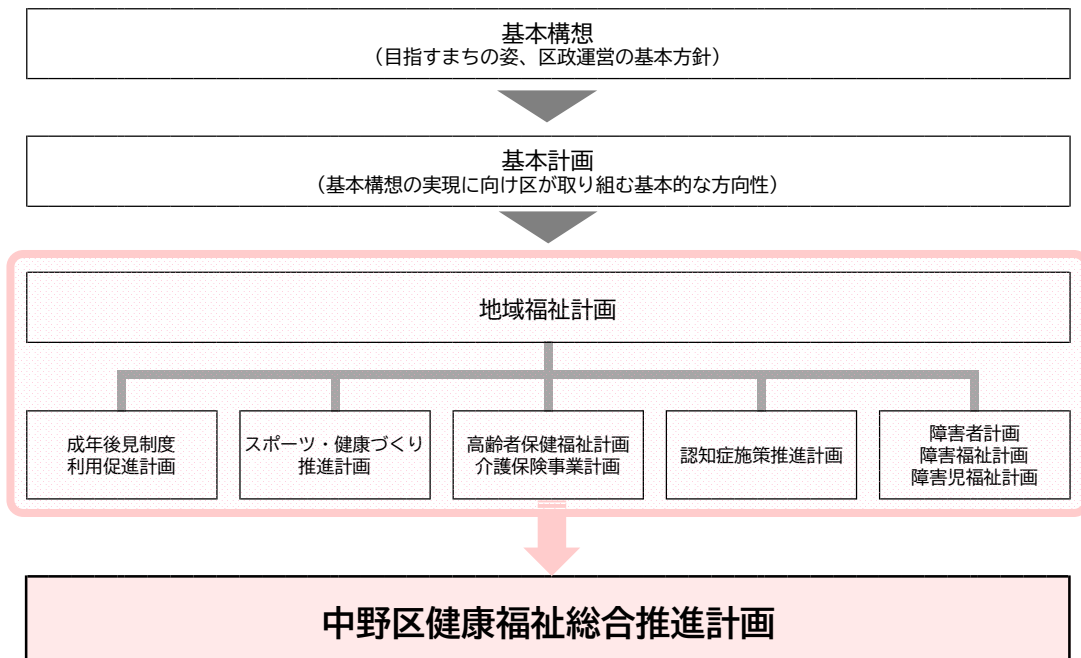
3 みんなで支えあうまちづくり



4 住み慣れた地域での生活の継続

2 計画の位置づけ

「中野区健康福祉総合推進計画」は、区政全般にわたる総合的な計画として定めた「中野区基本計画」に基づく健康福祉に関する個別計画であり、9つの計画を包含する総合的な計画として位置付けます。「地域福祉計画」は、福祉分野の上位計画であり、各個別計画に共通する概念である地域福祉を推進するための基本指針です。



また、各計画の根拠となる法令は、以下のとおりです。

計画名	根拠法令
地域福祉計画	社会福祉法第107条
成年後見制度利用促進計画	成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条
スポーツ・健康づくり推進計画	スポーツ基本法第10条
	健康増進法第8条
	食育基本法第18条
高齢者保健福祉計画	老人福祉法第20条の8
介護保険事業計画	介護保険法第117条
認知症施策推進計画	共生社会の実現を推進するための認知症基本法第13条
障害者計画	障害者基本法第11条
障害福祉計画	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）第88条
障害児福祉計画	児童福祉法第33条の20

3 計画の期間

地域福祉計画、成年後見制度利用促進計画及びスポーツ・健康づくり推進計画は、令和6（2024）年度から令和10（2028）年度の5か年計画です。高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画、認知症施策推進計画、障害者計画、第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画は、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度の3か年計画です。

	令和6 (2024) 年度	令和8 (2026) 年度	令和10 (2028) 年度
地 域 福 祉 計 画	5年間		
成 年 後 見 制 度 利 用 促 進 計 画	5年間		
ス ポ ー ツ ・ 健 康 づ くり 推 進 計 画	5年間		
高 齢 者 保 健 福 祉 計 画 ・ 第 9 期 介 護 保 険 事 業 計 画	3年間		
認 知 症 施 策 推 進 計 画	3年間		
障 害 者 計 画 、 第 7 期 障 害 福 祉 計 画 、 第 3 期 障 害 児 福 祉 計 画	3年間		

4 中野区の現状、地域福祉を取り巻く状況

区の総人口は2035年にピークを迎え、減少し続けます。2070年には、現在の人口を下回り、約314,000人となる見込みです。



令和7年には、約13,000人が認知症になると推計しています。



令和4年度における生活保護受給者数は、7,621人です。保護率は、23区の平均20.9%を上回り、22.2%でした。



定期的に収入がある障害者のうち、約40%の人が、常勤の会社員、公務員、団体職員として勤務しています。



令和4年において、成年後見等を新たに申し立てた区民は、135人です。そのうちの72.5%が後見です。



7割超の人は、地域活動へ参加していません。

また、2割超の人が、近所とのつきあいがほとんどない状況です。



5 地域福祉計画

計画
目標

1 誰もが安心して暮らせるまちづくり

2 健康でいきいきとした生活の継続

3 みんなで支えあうまちづくり

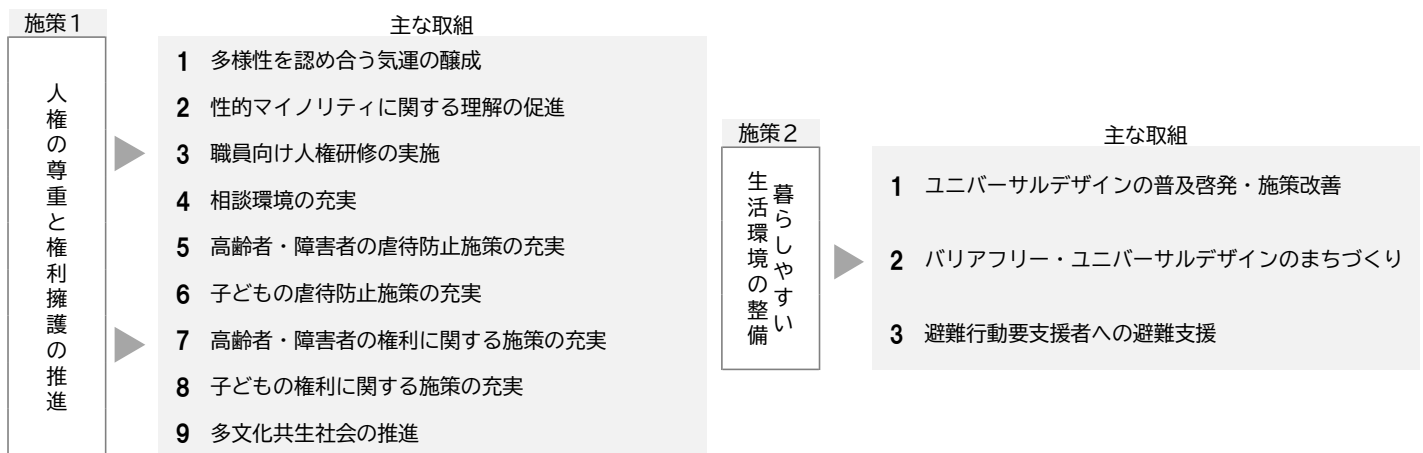
4 住み慣れた地域での生活の継続

制度や分野ごとの縦割りや世代を超えて地域の多様な人々がつながり、区民一人ひとりの暮らしと生きがいとともに創る地域共生社会の実現に向けた取組を一層充実させます。

基本目標1 誰もが安心して暮らせるまちづくり

高齢者、障害者、子ども、判断能力が十分でない人々も、本人の意思が尊重され、権利が守られる地域社会を築いていくことが求められます。

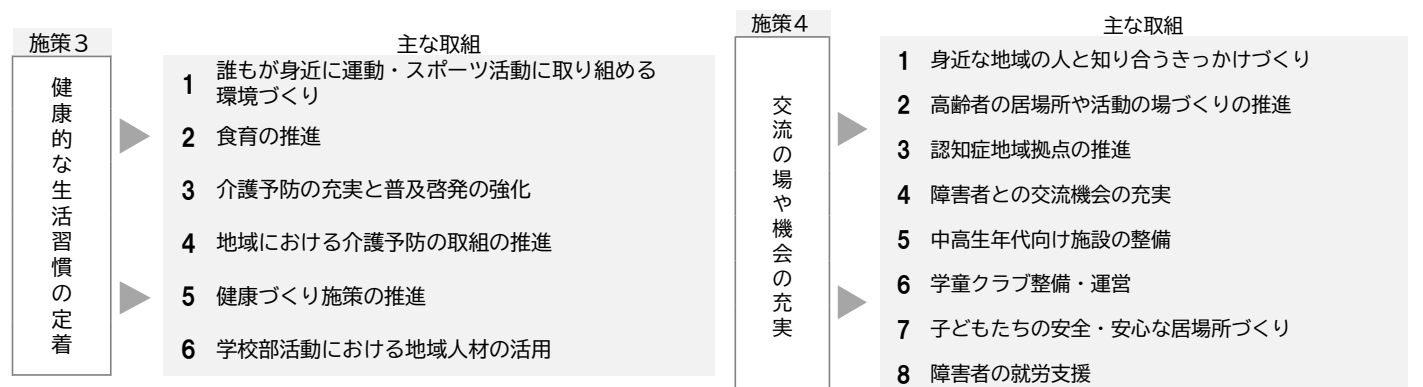
すべての人が、それぞれの意欲や能力に応じて社会参加する「全員参加型社会」や、まちの魅力向上による地域の活性化の実現に向けて、効果的な施策を実施する必要があります。



基本目標2 健康でいきいきとした生活の継続

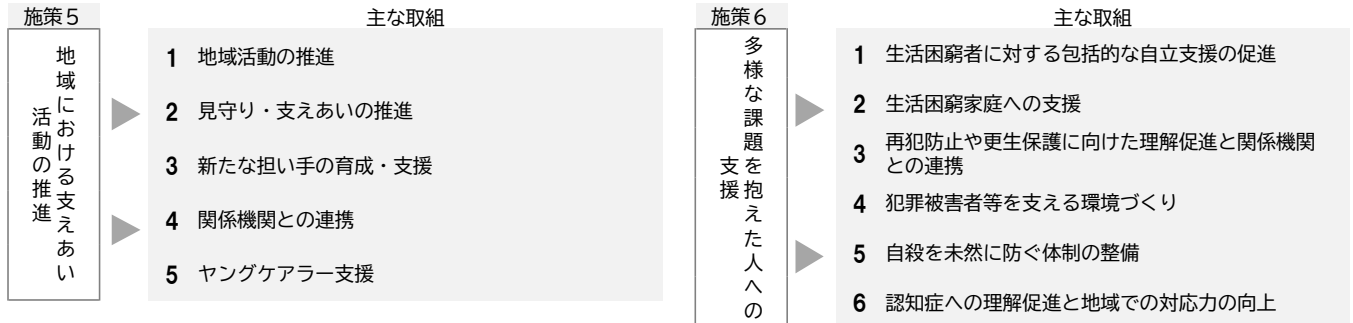
区民が生涯を通じ、地域において楽しみながら、日常的に運動やスポーツを行う習慣を作ることが、健康寿命の延伸に効果的です。ライフスタイルに応じて、区民一人ひとりに様々なきっかけを提供し、年齢や性別、障害の有無に関わらず、スポーツ・健康づくり活動に参加できるよう支援することが重要です。

人とのつながりや社会との関わりが希薄になっている人、認知症の人、その家族の人等の孤立を防ぐために、居場所づくりや同じ悩みを抱えた人同士の交流の機会が必要です。



基本目標3 みんなで支えあうまちづくり

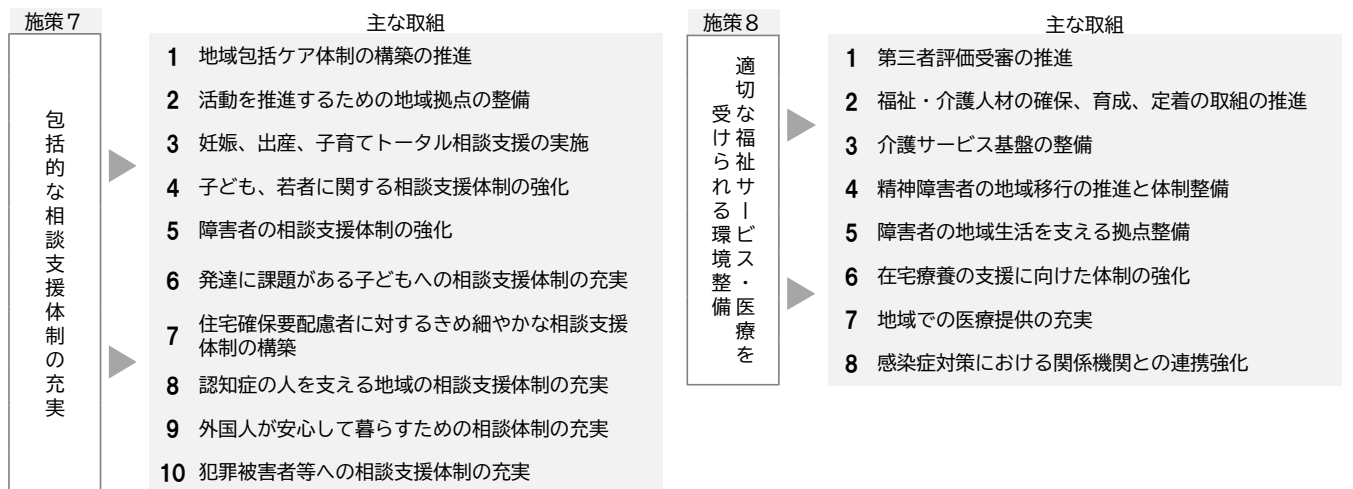
地域の見守り・支えあい活動や子育て支援活動をはじめとする地域における公益的な活動を行う団体では、活動を担う人材が不足しています。地域において活動を活性化させるためにも、活動意欲のある人が地域で活躍できるよう支援し、地域の様々な活動をつなげる仕組みづくりや団体と地域の多様な人材のマッチングなどを促進する必要があります。



基本目標4 住み慣れた地域での生活の継続

少子高齢化や核家族化の進行、地域コミュニティの希薄化など、社会状況は大きく変化しています。8050問題、ダブルケア、ヤングケアラー、ひきこもりなど、既存の福祉制度だけでは対応しきれない複雑化・複合化した課題に対応することが求められています。

福祉や介護サービスの利用者が増加している中において、多様化するニーズに対応しながら継続的に質の高いサービスを提供し、区民満足度の向上を図る必要があります。



計画
目標

区民一人ひとりの意思決定が尊重され
安心して自分らしく歩める社会

自分らしく生活するためには、自らの意思決定が大切であり、判断能力が十分でなくなったとしても、周囲の関係者が本人の意思決定を尊重し、本人の意思に沿った支援を行うことが重要です。

そのためにも区は、区民の権利擁護を支援する体制を整備し、関係機関、関係団体等と連携し本計画を進めることで、区民一人ひとりの意思決定が尊重され、安心して自分らしく歩める社会を目指します。

基本施策1 本人の尊厳と意思決定を尊重し、本人にとってメリットを感じられるような制度運用
成年後見制度の利用や権利擁護支援は、本人の望む生活が実現できるような支援であることが重要です。また、成年後見制度の利用は手続きが難しい、制度がわかりにくいとためらう人も多いため、利用しやすくなるような支援が必要です。

施策1	主な取組	施策2	主な取組
発見・決定相談支援体制の充実と意思	<ol style="list-style-type: none"> 1 支援が必要な人の発見・つなぎ、見守りのための金融機関、商店街、民生委員、中野区消費生活センター等との連携 2 認知症サポーターとの連携 3 区民にとってわかりやすい成年後見制度の相談窓口の周知と中核機関との情報共有 4 本人の意思決定を大切にす相談体制の充実 5 各種意思決定ガイドライン等を活用した支援の推進 6 多機関が参加する事例勉強会の実施 	本人の意向・状況を踏まえた申立支援と受任調整の実施	<ol style="list-style-type: none"> 1 専門職連携による成年後見等支援検討会議の実施 2 申立書の作成支援 3 申立経費助成 4 区長申立ての実施と円滑な実施体制の整備 5 地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）等からの移行調整 6 後見人等候補者の事前面談の実施

基本施策2 地域の関係者及び専門職が連携して権利擁護に取り組むネットワークの強化
区民が安心して自らの望む暮らしを続けるためには、支援が必要な人の発見、支援へのつなぎ、適切な支援の検討など、関係機関、関係団体、専門職、事業所、地域の関係者の連携が図られていることが重要です。こうした地域において権利擁護を推進するために関係者が連携するネットワークを強化する必要があります。

施策3	主な取組	施策4	主な取組
ネットワークの強化	<ol style="list-style-type: none"> 1 権利擁護を推進する地域連携ネットワークの強化 2 後見人を含めたチームの編成支援 3 支援が必要な人の発見・つなぎ、見守りのための金融機関、商店街、民生委員、中野区消費生活センター等との連携【再掲】 4 認知症サポーターとの連携【再掲】 5 多機関が参加する事例勉強会の実施【再掲】 	後見人等支援の充実	<ol style="list-style-type: none"> 1 親族後見人・市民後見人（社会貢献型後見人）向け学習会等の実施 2 後見人、支援者等からの相談対応と支援 3 後見人等報酬助成 4 市民後見人（社会貢献型後見人）の育成・活用 5 法人後見実施団体に対する支援

● 基本施策3 制度の正しい理解促進のための、より一層の広報・啓発の推進 ●

判断能力が低下し権利擁護支援が必要になったときに本人や家族がよりよい選択ができるよう、また判断能力が低下する前に自分らしい生活を送る準備ができるよう、成年後見制度や権利擁護支援について正しい理解を広げるために普及啓発を行う必要があります。

施策5	主な取組
成年後見制度・権利擁護支援に関する理解・啓発の推進	<ol style="list-style-type: none">1 成年後見制度・権利擁護支援の普及啓発2 知的障害者、精神障害者の家族に対する普及啓発3 支援者、専門職及び職員等を対象とした研修会の実施4 「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」等を活用した医療機関、福祉及び介護関係者との共通理解・連携促進

7 スポーツ・健康づくり推進計画

計画 目標

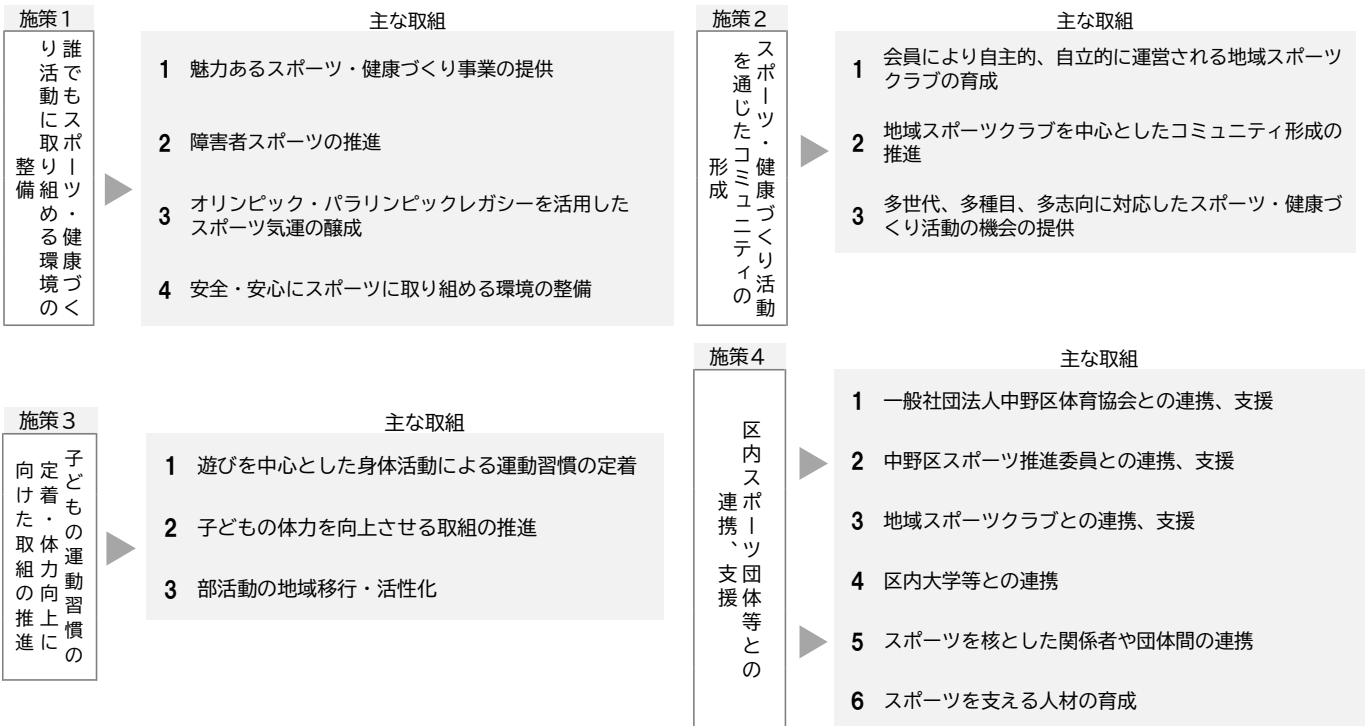
区民一人ひとりが、健康的なライフスタイルを身につけ、
誰もが生涯を通じ、楽しく健康に過ごせる社会

区民一人ひとりが、運動習慣、食生活などを改善し、それぞれのライフステージに応じた健康的なライフスタイルを身につけ、健康寿命の延伸につながるよう、様々な取組を推進していきます。

そして、スポーツ・健康づくり活動を通じ、人と人がつながり、お互いの個性が尊重され、支えあいの輪が形成されることで、地域に新たな活力が生み出され、誰もが生涯を通じ、楽しく健康に過ごせる社会が実現します。

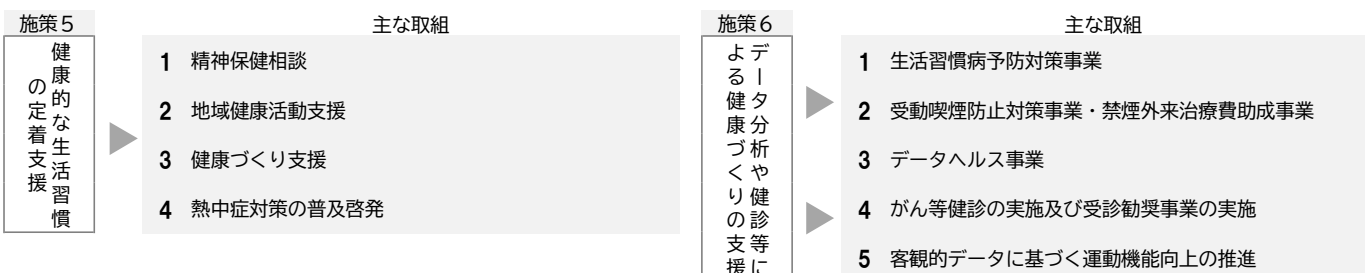
基本施策1 運動・スポーツ習慣を身につける

年齢や性別、障害の有無等にかかわらず、誰もが安全に、安心してスポーツ・健康づくり活動に取り組める機会や環境を整えます。



基本施策2 健康的な生活習慣を身につける

健康的な生活習慣の定着に向けて、意識啓発や環境づくりを進めます。また、特定健康診査や診療報酬明細書などのデータの収集・分析に基づき、効果的な事業を展開し、あわせて受診勧奨などを推進しながら、がん等健診の受診率向上に取り組めます。



● 基本施策3 健全な食生活を身につける ●

子どもから高齢者まで、ライフステージに合わせて、栄養バランスのとれた食事の大切さや健康的な食習慣、歯と口腔のケア等の普及啓発を進めていきます。

施策7	主な取組
食育の推進	1 各ライフステージに合わせた食育の推進と食生活支援
	2 健康づくり事業等における食育の普及啓発
	3 食育推進団体や区内栄養士等との連携と人材育成
	4 食品関連事業者における食育の推進
	5 環境を意識した食育の推進
	6 食の安全性の確保
	7 なかの里・まち連携による農業体験等の実施
	8 歯と口腔の健康事業

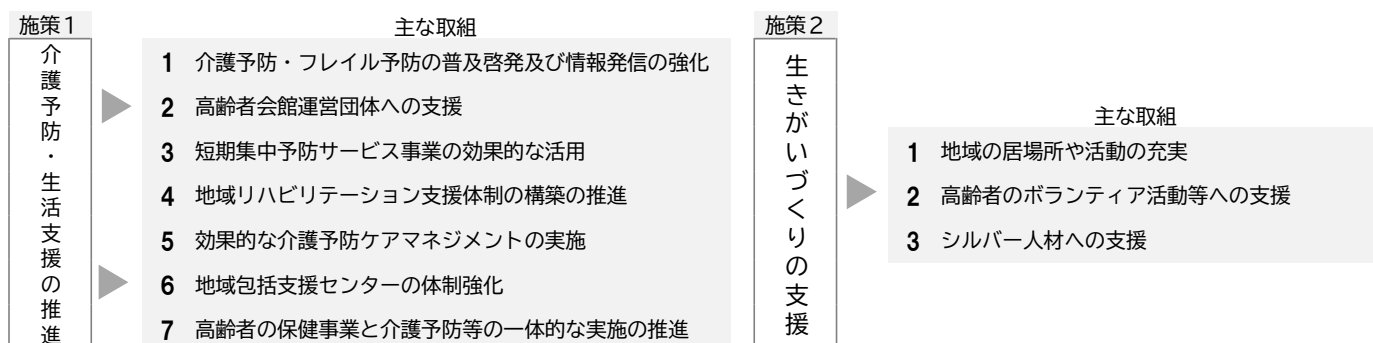
計画
目標高齢者が可能な限り住み慣れた地域で尊厳を持って
自分らしく暮らし続けられる地域社会の実現

高齢者が自分らしく暮らし続けられる地域社会を実現するため、複合的な課題を有する世帯への支援や医療と介護の連携の強化、地域づくりと参加支援等を推進していきます。

基本施策1 総合的な介護予防・生活支援

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化したことによる「閉じこもり」の増加など、新たな課題への対策が必要となっています。

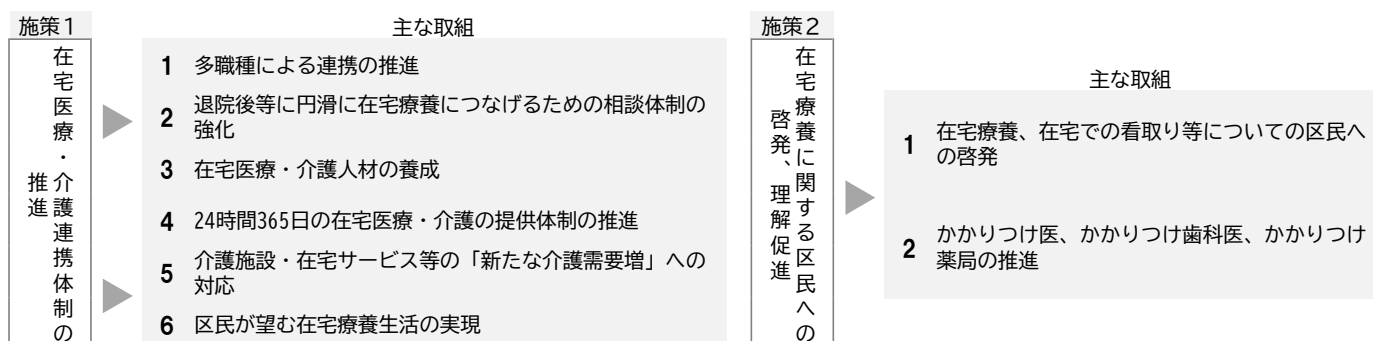
高齢者が他の高齢者のための見守り、声かけや食事の提供等の生活支援サービスの担い手となることで、高齢者の日常生活上の支援体制の充実・強化と高齢者の社会参加の推進を一体的に図る、担い手養成や活動の場の充実に取り組む必要があります。



基本施策2 在宅医療と介護の連携

地域の実情に合わせた医療・介護の関係機関の連携により、包括的かつ継続的に医療・介護が提供されることが重要です。

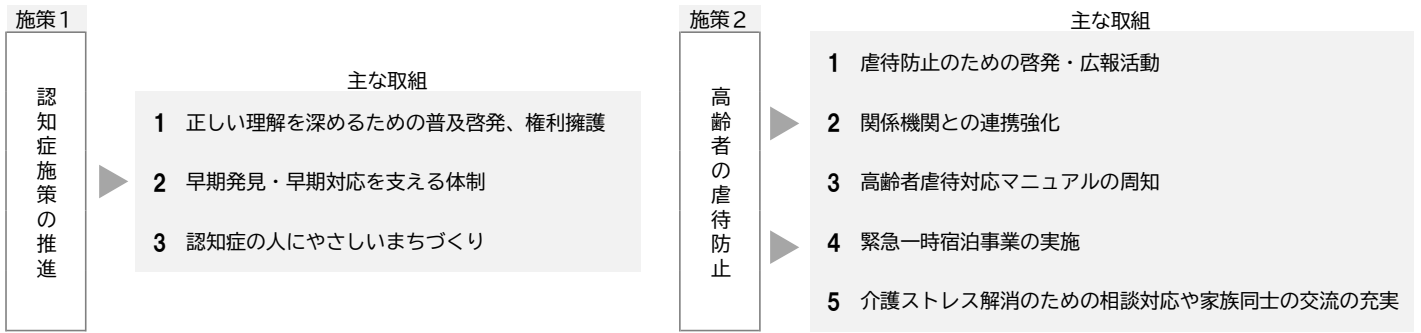
医療・介護の連携を推進していくためには、医療・介護従事者の負担を軽減し、より効率的に連携がとれる仕組みを継続して整備していくことが必要です。



基本施策3 認知症対策と虐待防止

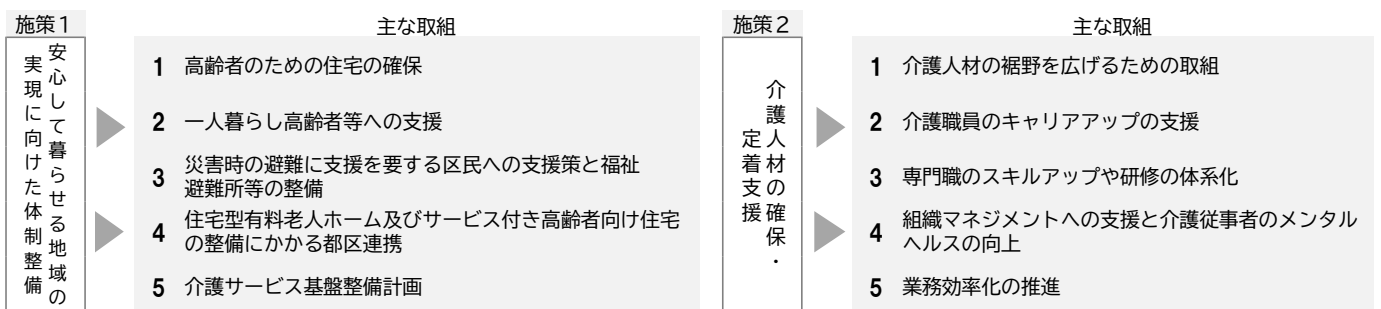
令和5年6月に「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が制定されたことを踏まえ、認知症の人を取り巻く環境や生活課題等の変化を捉えた取組を総合的に推進していく必要があります。

また、高齢者虐待防止として、何が虐待にあたり、権利を侵害する恐れがあることなのか、正しい理解を広めるための啓発が必要です。



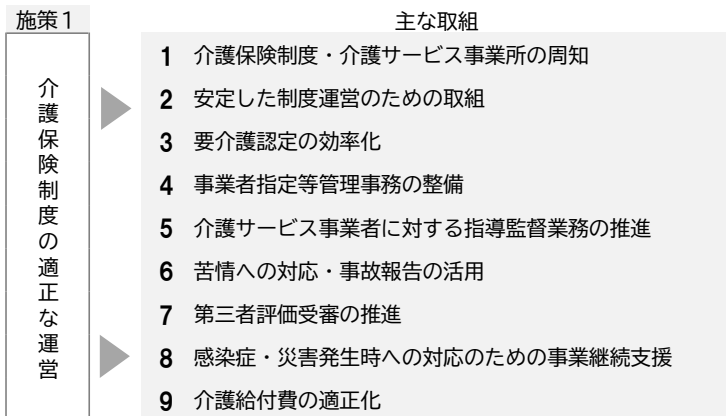
基本施策4 安心して暮らし続けていけるための基盤整備

介護が必要となった時に、適切なサービスを受けることのできる環境が整備されていることが必要です。個々のニーズや地域に不足しているサービスを把握し、施設整備の必要性の検討や在宅サービスの充実、それらを支える人材の確保などといった、総合的な観点から検討を進めることが重要です。



基本施策5 介護保険制度の適正な運営

制度の内容が十分に理解され、必要なサービスの選択ができるよう、情報発信を行っていく必要があります。また、区民が安心して介護サービスを利用するためには、それを支える介護サービス事業所が適正に運営されていることが重要です。



介護サービス見込量及び介護保険料について

介護給付費等は、国・都・保険者（区）の公費に加え、被保険者の介護保険料によって賄われています。65歳以上の方が負担する介護保険料は保険者（区）が定めており、その割合は介護給付費等の23%です。介護給付費等は、後期高齢者人口の増加や要介護認定者数の推移、介護サービス利用者の増加などの傾向を踏まえつつ、介護予防事業の効果や「高齢福祉・介護保険サービス意向調査」の結果なども勘案して推計を行います。

また、介護保険料の設定においては、介護保険料の急激な負担増を極力抑えるよう考慮するとともに、低所得者層に配慮し、より応能的な負担となるよう、介護保険料の段階や料率を検討します。

今後、地域における人件費の格差を反映させるための地域区分の見直しや介護報酬の改定等の国の基準等が決定次第、介護給付費等の見込みを精査した上で介護保険料を設定します。

計画 目標

認知症になってもいつまでも住み慣れた中野区で尊厳と希望を持って自分らしく暮らし続けられるよう、認知症の人やその家族に寄り添い、その声に耳を傾け、一人ひとりが個性と能力を十分に発揮し、相互に支え合う地域共生社会の実現に向けた取組を進めます

施策1 正しい理解を深めるための普及啓発、権利擁護

認知症の人やその家族が住み慣れた地域でその人らしく暮らし続けるためには、認知症への理解を深める必要があります。また、認知症の人やその家族の意思決定や権利が尊重され、その人らしく、かつ認知症の有無に関わらず誰もが地域で共生し暮らし続けられるよう取組を一層進めていく必要があります。

主な取組

- 1 当事者・家族等からの情報発信の支援
- 2 認知症への正しい理解の啓発
- 3 本人の意思決定の支援
- 4 成年後見制度の普及・利用の促進
- 5 虐待の防止

施策2 早期発見・早期対応を支える体制

認知症に関する相談体制の充実は、認知症の人やその家族への支援の大切な基盤であり、地域包括支援センター等の認知症の相談窓口の周知、支援者の対応力の向上、医療や介護など多様な関係機関との連携が必要不可欠です。

2017年度から2019年度に日本医療研究開発機構認知症研究開発事業によって実施した若年性認知症の調査においては、我が国の18歳から64歳の人口10万人当たりの若年性認知症の有病者は50.9人という数値が示されています。若年性認知症は職場や友人など周りの人によって気づく機会も多いことから企業等への普及啓発も重要となります。

主な取組

- 1 認知症相談体制の強化
- 2 認知症予防の推進
- 3 支援者連携の推進
- 4 医療体制の整備
- 5 若年性認知症への取組

施策3 認知症の人にやさしいまちづくり

● 認知症の人にやさしいまちづくりを進めるために、本人やその家族に寄り添い、その声を拾い、必要な施策へつなげていく必要があります。そのためにも、区のみならず、区民や事業者、関係団体等との連携を深め、多様な活動を活性化させながら、ソフト・ハードの両側面からの取組を推進していく必要があります。

主な取組

- 1 地域での安心・安全な暮らしを支える基盤の整備
- 2 本人・家族等が主体的に参加できる場づくり
- 3 ケアラー支援
- 4 多機関協働で支える地域づくり
- 5 支援者の活動の促進

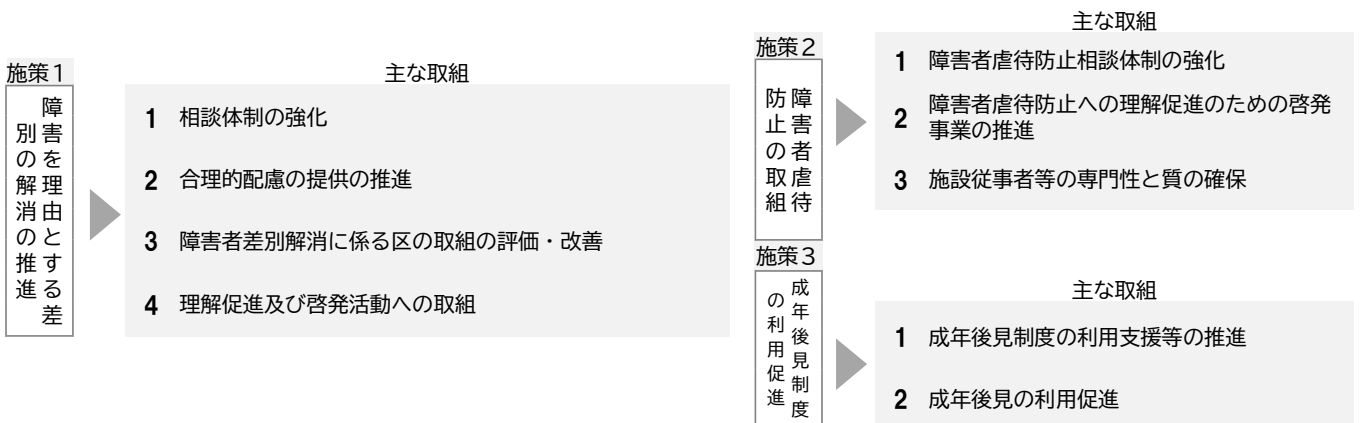
計画
目標

全ての人が共に暮らす共生社会の実現
障害者が地域で安心して暮らせる社会の実現
障害者がいきいきと働ける社会の実現

障害の有無に左右されることなく、適切な支援があれば地域のなかで育ち、学び、働き、楽しみ、暮らすことができる事を区民が理解し、障害のある人とない人が、学校、職場、地域の中でともに暮らし、支え合う共生社会の実現を目指します。障害者が地域において自立して生活し、生活の質の向上を図れるよう、働く機会を拡大するとともに、障害者が働き続けられる社会の実現を目指します。

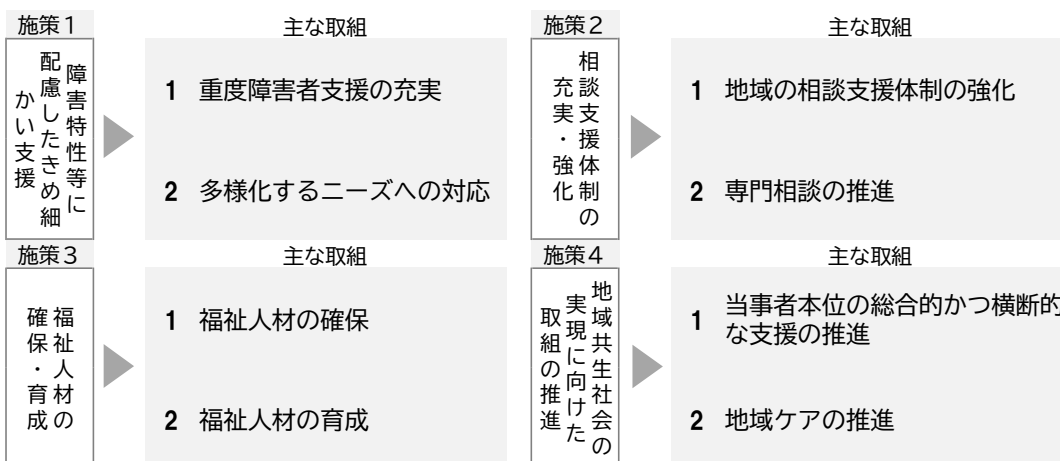
基本施策1 障害者の権利擁護

障害のある人が自身の意思で決定し、活動や社会参加の制約を受けることなく、地域生活や社会生活を継続し、適切な支援を受けながらその人らしく生きられる社会を構築します。



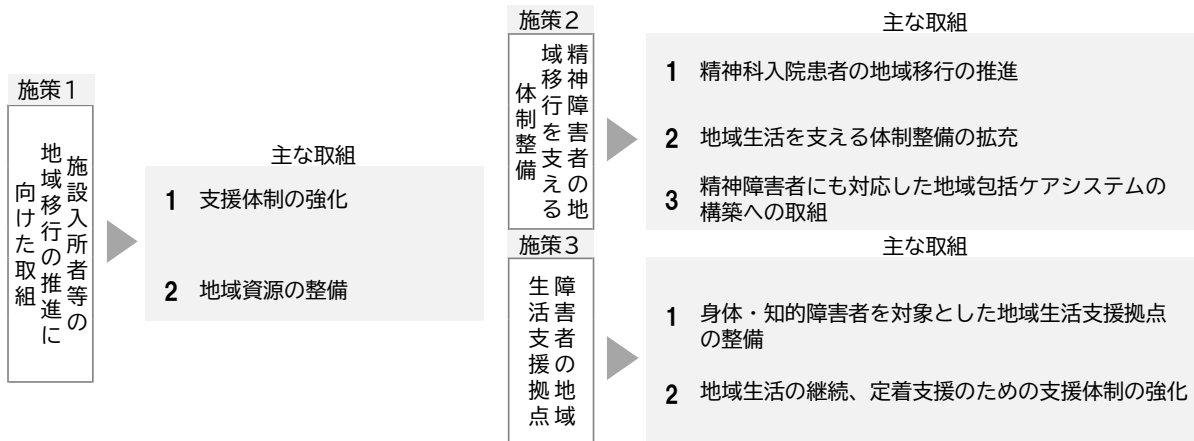
基本施策2 地域生活の継続の支援

親亡き後も地域での暮らしを続けるため、共同生活援助における体験利用の機会を持ちながら家族との暮らしからの移行への備えや、短期入所において受入れ態勢を確保する対応力の向上が課題になっています。



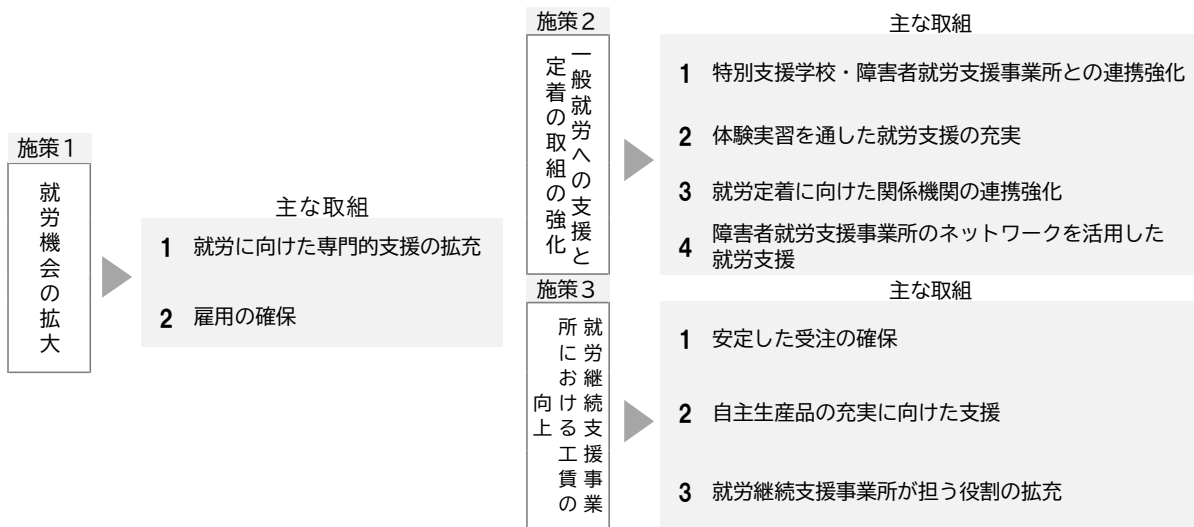
基本施策3 入所施設等からの地域生活への移行促進と定着支援

住み慣れた地域において生活できるよう移行を促進するためには、共同生活援助における支援の拡充など、生活を支えるサービスの充実が求められています。



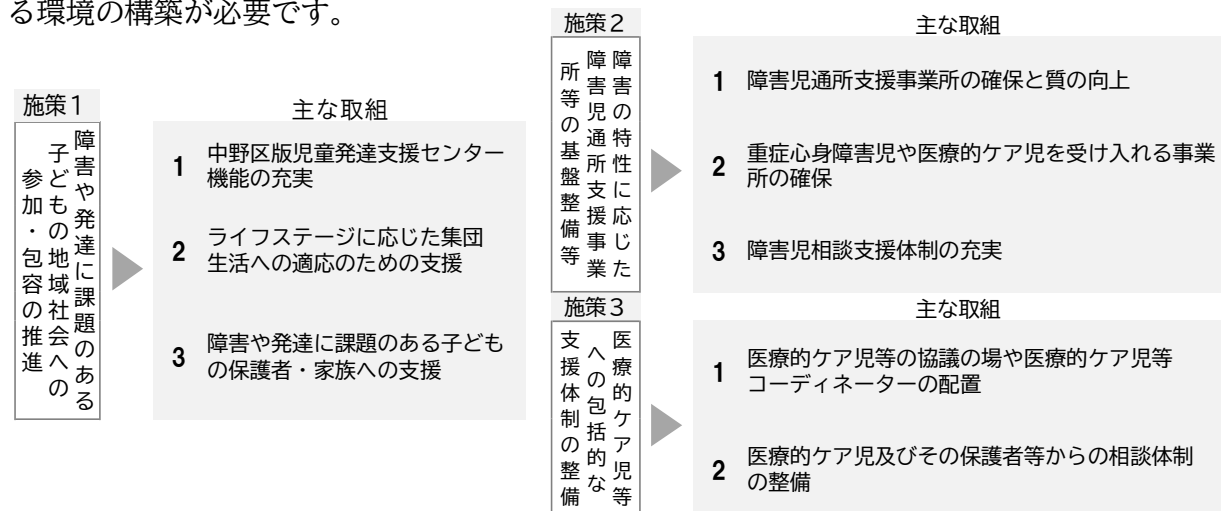
基本施策4 障害者の就労の支援

令和6年4月には民間企業における障害者法定雇用率が引き上げられるとともに、法定雇用率に算定される勤務形態の就労時間が短縮されます。障害者の心身の状況に合わせた就労の可能性が広がり、就労支援センターにおける企業への働きかけがより必要となります。



基本施策5 障害児支援の提供体制の整備

ライフステージに沿って、保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制や、保護者や家族が孤立することなく身近に相談できる環境の構築が必要です。



● 事業及び必要な量の見込み ●

成果指標を達成するため、障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業及び障害児通所支援等について、サービスの必要な量を見込みます。

計画に定めるサービスの必要な量の見込みについては、これをサービス提供量の上限とすることなく、各年度においてサービス利用状況等により、事業実施内容や提供方法を改善しつつ、必要なサービスを提供します。